

# 唐河西以西の伝馬坊と長行坊

荒川正晴

はじめに

唐王朝は、河西地域を掌握した後、さらに天山南北にわたる支配を実現する。これは、前漢以来歴代の中国王朝によつて行なわれた所謂西域經營の極致とも言えるものであろう。そのためこの時期の經營は、これまでに多くの注目を集めてきたが、史料的な制約もあり、その内容について十分議論が尽くされたとは言いがたい。

幸いに、近年新出の文書史料がトルファンより多く発見され、その録文が次第に公表されている。こうした状況のもと、唐の河西以西地域に対する統治の実状も、これにより得る限り明確にしていかねばならない。本稿は、こうした立場から、唐の統治の根幹をなす交通制度の問題を取り上げるものである。そして、ここでは、河西以西地域に限定して、そこに置かれた交通機関である伝馬坊と長行坊を中心考察したいと思う。た

唐河西以西の伝馬坊と長行坊

荒川

第七十卷

一六五

だし、長行坊の具体的な運用に關しては、紙幅の關係より一部しか検討し得ないが、いづれ遠からず欠を補いたい。大方の御指正を乞う次第である。

### 一 涼州都督府管内の駅伝制度

唐は、貞觀一四年（六四〇）に高昌國を滅ぼすと、その故地に西州を設置した。これで河西地方のみならず、遠くトルファンにいたるまで、唐の律令支配が波及してくることになった。こうした状勢のもと、律令に規定される駅制も西州に導入される原則であつたと思われ、現在出土文書により、トルファン周辺にいくつかの駅の存在が確認される。<sup>(1)</sup>

ところで、従来の見解によれば、駅には駅馬と伝馬（伝送馬）とが配備されていた。青山定雄氏は、両者の何れによるかは、駅を利用する目的ばかりでなく、往来する官員の官品にも関係したとされておられる。<sup>(2)</sup>即ち、駅馬は、騎乗するため速力が概して速く、軍事を始め諸方面において、緊急を要する場合の交通・通信手段として利用される。これに対して、伝馬は、車乗に用いられることより駅馬よりも速力が劣り、このため通常の伝送に使用されることが多い。ただし、以上の運用には、利用者の官品の高下も考慮され、緊急時でも品階の高い官吏は、楽な車乗による伝馬を行い、反対に品階の低い官吏は、通常時でも騎乗する駅馬によることが少なくなかった、とされるのである。

また最近、湯浅幸孫氏は、日唐の駅伝制の比較検討を試みられ、とりわけ駅に預置される伝馬の基本的な性格

を、貨物を伝遞する輓馬または駄馬に求めておられる。<sup>(3)</sup>

一方、王冀青氏は、主として敦煌・トルファンの文書史料に基づき、これまでの駅の運営に対する理解を改められている<sup>(4)</sup>。氏によれば、駄馬は駅に備えられるに対して、伝馬とは馬坊に管理されるもので、各馬坊は州あるいは県の治所に設置されるとされた。さらに伝馬の性格として第一に青山氏が指摘されるような車乗に使用されるものでないこと、第二に通常の官員の交通及び通信に利用されるとともに物資輸送にも充てられること、第三に駄馬と異なり必ずしも途中馬を交換せず長途の伝送に従うこと、第四にトルファン文書等に見える長行馬と同一の機能・性格をもつことなどを掲げられた。

この王冀青氏の見解は、河西以西におかれた交通制度の解明に示唆を与えるものであるが、氏は出土文書より得られる知見を、唐の駅伝制一般のものとして理解される。また氏の検討も、この地の交通制度を十分に説明するものではなく、さらに筆者とは考えが異なるところが多い。そこでまず本節では、前掲諸氏の見解の相違を踏まえ、改めて河西地域に導入された駅伝制度の、具体的な運用を明確にしておきたいと思う。

近年大津透氏が復原された儀鳳三年（六七八）度支奏抄・同四年金部旨符には、河西地域の駅伝運営の一端を伝えると認められる、次の如き一条がある。<sup>(5)</sup>

一 每年伊州貯物參萬段、瓜州貯物壹萬  
段、劍南諸州庸調送至涼府日、請委府  
司、各准數差官典部領、并給傳遞往

唐河西以西の伝馬坊と長行坊

荒川

|瓜・伊二州、仍令所在兵防人夫等防援日任  
夫脚發遣訖、仰頭色數具申所司。其伊・

|瓜等州准數受納、破用見在、年終申金

部度支。

大津氏の判読に従い本旨条を見るならば、儀鳳時代、涼州都督府管内（涼・甘・肅・瓜・沙・伊・雄州の七州を管轄）の瓜州と伊州には、「貯物」として毎年合計四万段の布帛が、劍南道諸州の庸調から送遣される規定であった。度支の指示では、これらの布帛は、一旦涼府（涼州都督府）に集められ、当該府司の責任でその数量に応じて官典（運搬隊の責任者）が派遣された。この時、官典には「伝遞」が給付され、これによつて瓜・伊両州までおもむくこととされていた。そしてさらに運搬には、在地の兵防人夫らを防援（護衛）にあてると同時に、運送にあたる人夫（夫脚）を任じて発遣し、それが完了したならば、頭色数（頭数と色目）を所管の官司に具申した。一方、送付先の瓜・伊州では数量通り受納し、その使用量と残高とを年末に金部と度支に申告することとなつていたのである。

ここに見える「貯物」とは、大津氏も指摘される如く、瓜・伊州に送られる軍事物資としての布帛と見て大過ないと思われ、本条により、儀鳳年間当時の涼府管内における、軍物輸送のあり方の一端がよくうかがえる。

さて、前掲の旨条には、涼州よりの運送隊派遣に際して、「伝遞」を給することが規定されているが、これは『唐会要』卷六一御史台・中・館駅条に、

其年（開元七年）七月一日勅、諸道按察使家口往過、宜給伝遞。

とあり、また同条に（『通典』卷二三職官五、兵部尚書の条参照）、

開元十八年六月十三日勅、如聞比來給伝使人、為無伝馬、還只乘駅、徒押伝遞、事頗勞煩。自今已後、應乘  
伝者、宜給紙券。

と見え、「伝遞」を給するとは、この記事の「給伝遞」「給伝」と同一の内容を指すものと思われる。青山定雄氏は、これを「給伝乗」「給伝送」などとともに伝馬を給することを意味すると理解されており<sup>(6)</sup>、もつて従うべきであろう。よつて、この旨条に記される「給伝遞」も、官典に対して伝馬を利用することを指示したものと考えられる。

既に指摘されている如く、伝馬利用者には、駅馬利用の駅使に給される符券とはまったく別個に、通牒なるものが支給される規定であるので（『唐律疏議』卷八衛禁律私度閑條の疏議）、涼州都督府において官典にまず通牒が給付され、それにもとづき涼府管内の各伝馬が発遣されたと推測される。

以上の旨条の内容から、内地より涼州都督府管内へ軍物としての布帛（庸調布）を輸送するには、第一に涼州が中繼基地となること、第二にそこで改めて沙磧をわたる運送隊が編成され、官典が派遣されること、第三に伝馬がその運送に駆使される如くであることが明かとなる。

幸いに、敦煌文書には、こうした河西地域の伝馬運営の実状を伝えてくれるものがある。即ち、ペリオ三七一四号Vの文書がそれである。一五五行にわたるため、今その一部を以下に掲出しておく。<sup>(7)</sup>



主簿 「敬」

付司法

「連。行恭白。

廿一日」

20 19 18

〔B〕

(空白)

|恭 (縫背署)

1  
馬坊

2 合傳馬參疋、去七月廿一日、給使帛練使司馬杜雄使。  
?

3 |盧孝順 馬瓜「次」

4 |郭義順 馬瓜「次」

5 |董善住 馬忿「次」

牒、上件馬、去七月廿一日、被差送帛練、往伊

6 州。呈論□滿、覆乘給使人蘇曾，戻沙州、八

7 月廿一日到縣。請定膚第。謹牒。

〔總〕  
物章二年八月廿一日、前校効尉楊迪牒。

(以下〔A〕の15~20行目と同じ)

〔C〕

唐河西以西の伝馬坊と長行坊

荒川

1 馬坊  
|恭（縫背署）

2 二疋、去七月廿二日給使人楊玄往伊州、停經十四日

3 覆使人參軍乘來。令狐君節 馬赤「次下」

4 吳智惠 馬赤「次」

5 碛、上件馬、給使人楊玄乘往伊州。呈滿、覆

6 乘至此。請定膚第。謹牒。

惣緒章二年八月廿一日、充行馬子吳惠牒。

前校効尉楊迪

（以下【A】の15~20行目と同じ）

【D】

|恭（縫背署）

1 傳馬坊

2 馬一十九疋、去七月廿四日送殷大夫往伊州

3 十疋呈未滿、在伊州坊、未還。

4 九疋停經十二日、覆給使人甘元柬等乘。

一疋迴至内潤成北廿里、致死。給得使人公驗唐孝積。  
八疋見到。

7 郭延客 馬赤「次」 | 張安都 馬赤「次」

(以下六名の馬子名及び馬の毛並・膚第決定の記載省略)  
牒、上件馬、差送使往伊州、今還至。請定膚第。

謹牒。

惣章二年八月廿日、行馬子郭延客□牒。

前校尉楊迪

(以下【A】の15~20行目と同じ)

【E】 <以下総章二年八月二一日佐趙信牒及び県司判案等計四八行省略>

【F】

恭 (縫背署)

總章二年八月廿日、傳驢□張德意等辭。

1 張德意 驢青「次」 | 沈行意 驢青「次下」

2 張海德 驢青「次」 | 張師德 驢青「次下」

3 縣司。意德前件驢、被差吊往伊州。程滿、送

唐河西以西の伝馬坊と長行坊

荒川

蒲桃來至縣。請定膚第。謹辭。

「付司。遷示。」

廿七日」

八月廿七日 錄事

主簿 「敵」 付司法

「連。行恭白。」

廿七日」

(空白)

（後略）

11 10 9 8 7 6 5

これは、総章二年（六六九）八月二二日に、敦煌県の司法曹で、伝馬坊より同県司に宛てられた牒文を、整理し連貼したものである。ただし、【F】のみは、伝馬坊を通さずに驢子らが直接敦煌県司に提出した辞となつており、遅れて八月二二七日に貼りつがれている。さらに省略した部分には、この報告を受けて県司側で作成された文案等が連ねられている。

【A】・【B】・【F】三件の報告によれば、総章二年七月二二日に、帛練使の杜雄は、伝馬坊より四〇頭の伝驢と三疋の伝馬の支給を受け、これによつて伊州（ハミ）に赴いたことが知られる。伝馬・驢そのものは、伊州（馬）

坊で滞在した後、ちょうど一ヶ月先の八月二一日（【F】のみ二七日）に沙州に帰着している。また同日中には、これらの馬・驢の帰還報告が作成され、即座に敦煌県に宛てられた如くである。

ところが、現在残されている伝馬坊からの報告には見えないが、杜雄にはさらに多くの伝馬・驢が支給されており、本文書の最後に貼りつがれている、敦煌県司側で作成された文案の冒頭には次の如くある。

## 【G】

【傳馬驢八十一頭疋、去七月廿五日、送庭州帛練使杜雄。

廿七疋  
五十三頭驢

当文案は、杜雄に給付された伝馬・驢を、馬子・驢子とともに、死生の別及び伊州よりの帰路における利用（覆乗）の有無に分けて記したりストとなつてゐる。文案中に列記される伝馬・驢子名の多くには、その右上に二種の官吏によるチェック印があり、県司側では懲戒・賜与等何らかの目的のために、帛練使を送つた馬・驢子のうち、報告に基づき該当者を選択する必要があつたことをうかがわせる。従つて、冒頭に掲げる二八疋の伝馬と五三頭の伝驢とは、帛練使の杜雄に給与された馬・驢の総数を伝えたものとみなされる。

また同じく【G】の冒頭には、「これら馬・驢は、「庭州に帛練使の杜雄を送る」ために派遣されたことが記されるが、先の伝馬坊牒より明らかなように、沙州の伝馬・驢は、すべて例外なく伊州坊（伊州付属の馬坊）で定められた日程ぎりぎり（程満）まで滞在して沙州へ帰還してゐる。従つて、杜雄自身は、伊州よりさらに遠く庭州（ジムサ）まで赴く任務にあるものの、沙州の伝馬坊は、七百里余りにわたる伊州への通送が受持ち範囲と認められる。さらに伊州からは、同様に当地の馬坊によつて、恐らくは西州の馬坊経由で通送されたと推測される。

杜雄の帶びる帛練使とは、前掲の伝馬坊よりの報告に、伝馬・驢送遣の目的として「被差送帛練」([A]12・[B]5・[G]<sup>4</sup>行目)と明記されるように、帛練を送達するために派遣された専使と認められ、その送納先が庭州であつたと考えられるのである。總章二年(六六九)といえば、その前々年(乾封二年)に唐の傀儡可汗であった繼往絶可汗がなくなり、その治下の五弩失畢部が唐より離反して吐蕃と連合した時期にあたっている。東方の五咄陸部も既に唐に対し反抗的姿勢を示し、庭州はまさに西突厥勢力との抗争の最前線基地となつていたのである。<sup>(9)</sup>

従つて、八一頭疋に及ぶ伝馬・驢を駆使に充てるほどの多量の帛練とは、こうした庭州に駐留し活動する軍隊のためのものと見て間違いない。またその布帛自体も唐内地よりの支出に求められ、先の瓜・伊州の「貯物」と同じく、涼州を経由する隴右道外よりの送遣によると認められよう。

以上により、涼府管内におかれた伝馬は、高宗期、内地より送られる軍物としての布帛を送達するのに重要な存在となつていたことが知られる。しかも伝馬は、涼州都督府管内にとどまらず、それを越えて遠く庭州等の地へ送納する際にも利用されていた。そして、既に見た如く沙州においては、伝馬は伝馬坊と呼ばれる機関により管理され、北隣の伊州(馬)坊との間の中継輸送を担つていたことが確認されるのである。このことは、先の度支に指示される官典及び帛練使による軍物輸送というものが、涼府管内にあつては、伝馬をもつて構成され、府内の一定のオアシス間を往還する運送隊の遞送によつていたことを示唆する。

河西地方などのオアシス地帯の事情によれば、一度に八十頭疋以上に及ぶ大きな輸送隊を組める伝馬の設置場所は、沙州・伊州城などの州城レベルのオアシスの地に限定される傾向にあつたと思われる。涼州と沙州を結ぶ

甘・肅州城等に、伝馬が置かれたことを明示する史料は今のところないが、涼州よりの伝馬による通送組織を完備しそれを維持運用するために、河西地域の各州には、それぞれ前掲文書の如く、付属機関としての伝馬坊が設置されたと考えられる。先の度支による、官典に対する伝馬利用の指示は、こうした状況が存在した上で始めて遂行可能となるものであろう。

また同時に度支の指示には、通送の際、夫脚が任じ発遣されることが規定されているが、既に検討した如く、伝馬・驢をもつて運送隊が編成される事実を考えるならば、この夫脚の発遣指示は、實際には伝馬を引導して運搬にあたることになったと理解できよう。即ち差遣される馬・驢は伝馬坊の支給によるが、人夫は各州県で徵發され、その責任のもとに伝送が行なわれたと推定されるのである。<sup>(10)</sup>とともに帛練を送りながらも遅れて帰着した【G】件の驢子らが、伝馬坊を通さずに、帰還報告を直接沙州・敦煌県司に、辞の書式をもつて提出したことものがこのことを裏付けよう。

この他、前掲の伝馬坊牒によれば、沙州の伝馬は、次掲の表の如きものを伝送していた。

この事実から沙州の伝馬・驢は、軍事物資を始めとする官物（鉄器・蒲桃酒）の輸送を担うと同時に、通常の官人の公用旅行のための交通手段としても重要な役割を果たしていくことがうかがえる。我国の養老軍防令第六四条、蕃使出入条には、

凡蕃使出入、伝送囚徒及軍物、須人防援、皆量差所在兵士通送。

とあり、先の度支の指示にみられるように、辺境において兵士の防援をうけて通送したものとして、軍物だけで

表 總章二年七月～八月沙州伝馬坊運用表

沙州～伊州（往路）		伝馬・驢利用者名	支給馬・驢數	往還日程	送物名
		①帛練使・杜雄 ②使人・楊玄 ③殷大夫 ④使人 ⑤不明	(a)馬二八疋・驢五三頭 (b)馬二疋 (c)馬一九疋	七月二一日～八月二一日（①+⑥, ⑦, ⑧） 七月二三日～八月二一日（②+⑨） 七月二十四日～八月二一日（③+⑩） 六月三〇日～八月三日（計違二日） 七月四日～八月七日（計違二日）	帛練
伊州～沙州 (帰路)		⑥使人 ⑦鷹苟（狗）使 ⑧不明 ⑨使人・參軍 ⑩甘元柬	(a')馬三疋 馬九疋 馬二疋 驢二頭 (c')馬九疋 (b')馬二疋 (a')馬二疋 馬九疋		
		蒲桃酒	鐵器		

なく蕃使や囚徒も加えられている。囚徒に関しては、『大唐六典』卷六、刑部員外郎の条に、

流移之人、皆不得棄放妻妾、及私遁還鄉。若妻子在遠、預為追喚、待至同發。配西州・伊州者、送涼府。（中略）其涼府等、各差專使領送。所領送人、皆有程限、不得稽留遲緩。

とあり、軍物（貯物）と同様に流罪人も涼州都督府で中継され、専使を派遣して西・伊州まで領送することとなつ

ていた。この送遣の規定が、七世紀以来定制化したものであるとすれば、この専使も弔練使・鷹苟使（表・⑦）などと同様に、高宗期には伝馬によつて伊州や西州へ流罪人を伝送したと認められよう。これらのことより、涼府管内の伝馬を管理する伝馬坊とは、管内の各州オアシスを結び、辺境経営を支える内地よりの軍物輸送及び当地の官用交通を担う基本機関となつてゐたことが知られる。

ところで、先の伝馬坊牒に示される沙州より伊州への通送にあたつては、沙州西方の玉門故闕（小方盤城）の付近より北上する稍竿道と、一旦東方の瓜州に出てそれから伊州へ西北行する第五道（莫賀延磧道）の両路があつた。『沙州図經』卷三（P.二〇〇五）の駅の項目には、儀鳳三年（六七八）の閏十月に勅を奉じて、それまで利用していた稍竿道を廢して第五道に交通路を変更したことを伝える。従つて、既に盧向前氏が指摘される如く、前掲の伝馬坊牒の示す總章二年（六六九）の段階では、恐らく伊州への交通は、沙州西方の稍竿道が利用されたと考えられる。また同項目には、一一に及ぶ駅の置廢が伝えられるが、第五道には儀鳳三年以後に漸く駅の設置が認められるものの、稍竿道にいたつてはその痕跡すら見い出せず、このルートには一貫して駅は置かれなかつたと推定される。

そもそもこうした辺境地帯においては、軍事的な情勢からも唐の進出当初より駅が完置されていたとは到底認めがたい。既に菊池英夫氏によつて指摘される<sup>(12)</sup>ように、第五道に設置された駅は、かつては軍事施設たる烽であつた如くで、唐初最前線の烽であったものが、高宗期の国境線拡大で前線が遙か彼方へ移つたため駅とされたと推定しておられる。こうした事情は、沙州と瓜州との間におかれた諸駅も基本的には同様であつたと思われ、こ

のルート上にある魚泉駅（沙州の東八十五里）は、咸亨四年（六七三）、沙州刺史の李祖隆の奏上により勅を奉じて設置されている。その後武後期に、沙・瓜州をつなぐ駅路は、やや北側に移されているが（『沙州圖經』卷三参照）、それまでの旧駅路上におかれた駅の多くの設置時期は、魚泉駅のそれと、それほどの大きな懸隔があったとは積極的には認めがたい。敦煌には、この駅路の起点となる州城駅が、沙州城の東二百歩の位置に設けられているが、同時に高宗期には先に見た如く、伝馬坊が既に河西地域の官用交通・運輸を支える重要機関となっていたのである。このことは、取りも直さず伝馬坊と駅との設置の時期や位置ばかりでなく、その運営も同一ではあり得なかつたことを明示し、さらに換言するならば、両者の設置の過程が著しく相違していたこと、また交通機関としてもつてゐる機能及び性格が根本的に異なつてゐることを示唆しよう。

ただし、このような駅・伝馬のあり方は、決して広くにわたる唐の駅伝制度の基本的な運用を伝えているとは認められない。それは運用に際しての原則となる、駅馬が駅により伝馬が馬坊によつて管理されることが、律令に規定される駅伝制運営の状況からは一切うかがえないからである。それどころか、『唐令拾遺』復原田令三三〔駅田条〕には、

諸駅封田、皆隨近給、每馬一疋給地四十畝。若駅側牧田之處、疋各減五畝。其伝送馬、每疋給田二十畝。  
とあり、青山定雄氏が検討された如く<sup>(13)</sup>、諸駅には駅馬のほか伝送馬（伝馬）も配備され二十畝宛支給される規定として本条を理解することができる。唐内地における駅伝制の運用については、今後の解明に俟つところが多いが、少なくとも法制的な理念では、伝馬も駅のもとに管理され、駅長に把握されるのが原則であつたと考えられるの

である。河西地域に運用される駅・伝馬の状況を、そのまま唐の駅伝制一般のものとして普遍化することは決して許されない。

王冀青氏が、伝馬坊の設置を唐の州県全般に認める根拠として、『唐大詔令集』卷二「中宗即位赦」の一節「厩馬數多、皆須秣飼、食人之粟、日費滋深。殿中諸閑厩馬、量支留以外、抽送外州馬坊及本監牧。」を掲げるが<sup>(14)</sup>、ここに見える州の馬坊とは、閑厩使・牛仙客らの主管する岐・邠・涇・寧等の四州の八馬坊のことを指すと思われる。これらの馬坊が、沙州の伝馬坊の如く、伝馬を管理し発遣する交通機関となっていたことはうかがえず、氏がその他にも掲げた『太平廣記』等の史料をもっては、伝馬坊の問題を考察することはできない。

筆者は、この伝馬坊そのものは、唐の河西進出の過程より生み出された、当辺境地域の交通事情に応じて特設されたものであつた蓋然性は高いと考える。ただし、唐の律令体制下の駅伝運用の原則となる、徭役実労による維持・管理体制は厳守されたと思われ、伝馬坊でもこれを直接切りまわしていたのは、先に見た如く前校尉、即ち前官であつた。前官が、役夫を督する雜任に多く充當される事例の存することより<sup>(15)</sup>、伝馬坊の運用も徭役徵發体制を基本としたとまず考えておく必要があろう。この点において、伝馬坊は変則的ながらも唐の駅伝運営体制の枠内に留まつたと思われる。

以上の考察に大過ないとすれば、河西地域における駅伝制の特色として、(1)各州域レベルのオアシスに伝馬を配置し、涼府管内の公用交通及び内地よりの軍物輸送を支える通送組織を整備していたと推測されること、(2)こうした伝馬を管理するために伝馬坊を特設したこと、(3)このことは、河西では駅馬と異なつて貨物輸送にも

あてられる伝馬が、特に大きく取り上げられたことを暗示し、駅とは基本的に切り離されて運営される必然性が内在していたこと、(4)従つて、伝馬坊と駅の設置の過程及びその果たす交通機能は、明確に異なっていたと推定されること、等があげられよう。

先に推定した如く、伝馬坊は、各州城レベルの主要なオアシスを結び、また前掲の伝馬坊牒にも見えるように、各伝馬・驢は、行き先のオアシスの馬坊でしばらく滞在し、また一隊をなして帰還している。このことは、伝馬坊が沙磧をわたるキャラバン交通に対応できる施設を、当初よりもなつていたことを示唆しよう。であれば、この特設機関とは、唐の河西進出後、この地で特に重要な内地よりの軍物輸送及び交通手段を確保するため、河西地方に存在するキャラバン隊を送迎する隊商宿（キャラバン・サライ）の如き交通・輸送施設を、律令に規定される駅伝運用の枠内に取り込めるように改変し、伝馬坊として存続させたものとも考えられよう。

これに対して駅は、支配当初より導入されつつも、その多くは文書通送による通信機能（知文書符牒転通之事）も併せもつ烽を、後に改変ないしはこれに近接して設置された傾向が認められる。このことは、河西地域の駅が交通路にあたる沙磧上での停留地としての機能を提供しつつも、この地の交通を担う基本的な交通・運輸機能とはならず、駅馬の通送を必要とする緊急時の通信・交通機能を分掌したと推定される。このことに関しては、当地の駅制の変遷と照らし合わせて別稿において論及したい。

## 二 西州・北庭治下の長行坊制度

一方トゥルファンには、安西都護府のもと西州が設置され、涼府管外の直轄州県となっていた。しかしながら、当地でも高宗末期に、所謂色役の一つとして、駅長の管理のもと駅丁が上番していたことが、近時出土のトゥルファン文書によつて確認される。<sup>(19)</sup> であれば西州にあつても、涼府管内と同様に、駅伝制の枠内にある、オアシス交通の事情に応じた伝馬坊の制度が導入されたと予想することは決して不都合ではない。

ところが西州では、伝馬及び伝馬坊と名づけられた馬や機関が存在したことを示唆する史料は、今のところ皆無である。既に藤枝晃氏が明らかにされた如く、州付属の機関で遠距離のオアシス間を結ぶ馬坊が、長行坊といふ名で存在していたことが知られるだけである。この長行坊が、西州設置当初より置かれたらしいことは、この機関の預置する長行馬を前提とした長行馬価錢の賦課が、征服した高昌国で行なわれてきた遠行馬価錢と呼ばれる錢納に淵源をもつと推測されることからも傍証されよう。

従つて、西州においても、支配当初より州に付属する馬坊が存在したにもかかわらず、それは河西におけるよう伝馬を管理するための機関ではなかつた可能性が極めて高い。

このことは、とりもなおさず、西州がトゥルファンに設置され律令制が施行されることになつても、はじめより駅伝制の枠内に留まつた伝馬坊の制度は導入されることはなかつたことを意味しよう。

既に藤枝晃氏は、「正規の駅伝組織の周辺にあるその補助組織とみるべきもの」と指摘されるが、<sup>(22)</sup>

当初の西州では駅の設置がはかられると同時に、長行馬といふ、駅・伝馬運用の体制外にあつた制度が導入されたのである。

そもそも、西州とは、当初より安西都護府のもとに千名に及ぶ鎮守軍が駐屯する前線基地となつており、常に臨戦体制にあつたとみなされる。すでに日比野・菊池両氏が指摘されておられるように<sup>(23)</sup>、当地の長行馬を管理する長行坊には、府兵の勤務がみられることである。しかも、菊池英夫氏が明解に論断されたように<sup>(24)</sup>、トウルファン盆地内に設けられた折衝府は、その開設の当初からこの地におかれた鎮守軍と密接不可分な関係にあり、専ら鎮守軍団の兵員の現地補給を目的として設置されたものであつた。この点いわゆる内地の折衝府とは異なつた性格を負わされていたのである。それ故、この長行坊への府兵の配備は、通常の府兵の後方勤務というよりも、むしろ鎮守軍の駐留により派生してきた任務であつたとみられる。

州の付属機関である長行坊の専当官に、県丞が充てられると同時に、その運用・管理に、鎮守軍の指揮官が深く関与していたことは、神龍元年（七〇五）の紀年をもつ、次に掲げるH・マスペロの紹介したスタイン文書（No. 302-Ast.III. 4. 994）からもつかがえる。<sup>(25)</sup>

- 1 馬坊
- 2 長行馬一疋草念 一疋赤敦
- 3 右件馬伊州使、患瘻醫療不□。今

4

既致死。請處分。

牒前狀如前謹牒

神龍元年三月

日  
典

魏及牒

主體

卷之三

9

卷之三

10

九日

1  
兵曹

12 長行馬

依機上件馬齒莧半斤

前件馬檢無他故，患瘡致死有實。

牒、件檢如前。謹牒。

17

田典

卷之三

11

1

六

卷之三

## 唐河西以西の伝馬坊と長行坊

荒川

獸醫 | 蔡智堅  
兵曹參軍 | 程連譽

23 22 21 20

「付司。沼示。  
□日」

「」これは、前半は長行坊より西州都督府へ宛てられた牒文（1～8行目）であり、伊州へ使いに出た長行馬が医療の甲斐もなく死に到つたため、長行坊の典及び主帥・押官が報告におよんだものである。西州の担当司である兵曹では、恐らくは西州都督よりの指示（9～10行目）を受けて取調べ、それが事実である」とを主帥・槽頭・獸医とともに報告している（11～21行目）。そのほか、長行坊より出される牒や状の多くに主帥や押官が名を連ねているが、ここに見える押官が、当地に置かれた鎮守軍の指揮官であることは疑いない。また主帥も当地で烽主帥・健児主帥・遊奕主帥などの事例の存することよりして、これも押官とともに鎮守軍団の兵員を率いる任にあつたと見て大過なかろう。これより、実質的な長行坊の運営・管理に、主帥や押官といった鎮守軍の指揮官が深く関与していくことが知られる。「」の「」とは、スタンレ将来の西州長行坊の運営記録文書（No. 297-Ast.III 3. 09-010）に、遠行に従つた各長行馬・驢を最終的に検閲する官として、専当官（李仙）の後に押官（曹<sup>く</sup>都督）が署名している」とよりも確認される。

長行坊の機構および機能については、詳しくは別稿に譲らざるを得ないが、実際に長行坊の付属機関である長

行群の施設で、馬の管理・放牧にあたっていたのが、兵士であつたらしい」とは、同じくスタンイン将来の、放牧のために各兵に配された馬の帳簿断片（No. 295-Ast.III. 3. 037.）から知られる。<sup>(28)</sup> また西州の長行馬が、高昌城を中心<sup>(29)</sup> に盆地周辺の遠近にわたる多くのオアシス間を往還してくる」とも、駅伝制が固定化された一定の地域間を結ぶ原則を有するのに対し、かなり自由な交通機能を保持した如くである。

長行坊の運用に深くかかわる西州の鎮守軍とは、高昌国征服に投入された行軍が、安西都護府のもとに一部常駐したものであり、後に軍鎮へと成長してゆく。さきに述べた如く、長行馬の制度も西州設置以来と認められることからすれば、それを管理する長行坊とは、鎮守軍の駐留による臨戦状態に対応して配備された交通機関であつたと考えられるのである。先の伝馬坊の州への通牒が、前官によるものであるに対し、長行坊が、胥吏の典・主帥・押官などを通じて行なわれていたことは、両者の運営体制の相違を如実に示すものであろう。

ハシに律令下の駅・伝馬体制を逸脱した鎮守軍駐留下の交通組織が形成されたと考えられる。このことから長行坊の「長行」という名称は、律令制に基づく駅伝運用に規制される伝馬（伝送馬）坊の「伝（伝送）」に対応して付せられたと認められよう。

以上により、西州にあつては、その設置当初より、基本的な官用交通・運輸機關として長行坊制度が採用され、それは安西都護府治下に鎮守軍が駐留する臨戦状況に応じた機関であつて、駅・伝馬の運用体制を外れるものであつたことがうかがえる。

西州以外の北庭都護府領域にも同様に、長行坊が置かれていたことが知られているが、こうした観点に立つな

らば、これも北庭都護府治下の鎮守軍設置に対応したものと思われる。ただし、安西四鎮（守軍團）地域について  
は、検証すべき史料が欠如しており、詳細は不明と言わざるを得ないが、西州の長行馬がトルファン以西のオ  
アシスとの間を往還している以上、それを受け入れる四鎮にも、西州・北庭の長行坊に相当する鎮守軍駐留にと  
もなう機関があつたと思われる。

### 三 河西道の長行坊制度

前節で述べた如く、唐初において涼府管内の諸州と、都護府治下に鎮守軍が置かれた西州・北庭地域では、オ  
アシス間を結ぶ基本的な交通機関となつて馬坊の運営に大きな違いが認められた。これは涼州都督府の管轄  
領域を外れ、都護府が置かれた地域では、長行坊という駅・伝馬運営の体制を逸脱した馬坊が導入されたからで  
あつた。

ところが、天宝時代には、沙州に長行坊が設置されていたことが、「唐天宝時代燉煌郡会計帳」(P.2862·2626V)  
より知られる。<sup>(31)</sup>このことは、スタイル二七〇三号Vaの文書によつても知られ、先述の如く、後に軍鎮へと発展  
する鎮守軍駐留に応じる交通機関が、天宝時代以前に沙州にも及ぼされていたことは明白である。

すると、ここで考えるべきは、河西地域にあっても、七世紀末期の武后朝時代に多くの行軍が当該地域に投入  
され、それが常駐し軍鎮化していくことである。長安元年(701)には涼州都督が隴右諸軍大使を兼ね、やがて  
景雲元年(710)に河西諸軍州節度が置かれ、節度使体制が定着していく。

、」の「」とは、軍鎮の常駐化にむけて、河西地域でも各州に長行坊が設置された「」とを推定せん。

「」の兵に關して、次掲の H・マスペロの紹介するスタイル文書 (No. 272-Ast.III. 4. 092., B. L, OR8212 · M272)  
<sup>(32)</sup> は注田られる。

1 勅檢校長行使 謄西州都督府

2 粟參拾肆碩

3 謄、得西州長行坊牒、稱上件粟、准使牒每

4 日合銅三百疋馬。當爲一十九日、馬出使、

5 銅不滿三百疋、每日計徵上件粟、合徵。

6 所由典張感・魏及・王素・氾洪・曹行、主帥衛

( 後欠 )

本文書は、勅檢校長行使より西州都督府あてに通牒されたものである。遺憾ながら後文が欠落しているため、長行使が得た西州長行坊よりの報告の内容がつかがえるのみであるが、これより西州の長行坊における銅粟の支出を問題にしてゐることが読み取れる。

さてこの文書には、2～3行目にかけて「左豹韜衛弱水府之印」と刻まれた官印が押されてゐる」とに注田され

唐河西以西の伝馬坊と長行坊

荒川

れる。この印文に見える左豹韜衛は、『大唐六典』(巻二四)に拠れば、左威衛を改称して則天時代の光宅元年(六八四)より神竜元年(七〇五)まで使用されていたものである。従つてこの印文を用いた勅檢校長行使が、則天時代にすでに置かれていた可能性は十分認められる。このことはトルファン文書に傍証となりうる文書が存在する<sup>(33)</sup>。しかしながら、この勅檢校長行使牒に限つて言えば、これが則天時期に属さないことは明らかである。当時期であれば当然使用されるべき新字が用いられていないからである。よつて本文書は、新字廢止後の時期のもとの見て誤りない。これが、景龍三年(七〇九)八月の尚書省比部より西州都督府に宛てて下された符の文書(後部が欠落)に連貼されていることを考慮すれば、やはりこの時期近くに推測するのが妥当であろう<sup>(34)</sup>。

ところで問題は、この左豹韜衛を冠する弱水府は、そもそもどこにおかれた折衝府であったのか、ということである<sup>(35)</sup>。現在知られる多くのトウルファン出土文書を通覽すると、西州に置かれたことが確認される前庭府(高昌県)・蒲昌府(蒲昌県)・岸頭府(交河県)・天山府(天山県)のすべては、文書中に頻見するのに対し、弱水府の名が見えるのは、ただこのスタイン文書一例だけである。このことは、当折衝府が、西州に置かれたものではなかつたことを示唆する。西州五県のうち柳中県だけに折衝府が設置されていないことも、柳中県五道郷の張慶柱が蒲昌府の衛士であることから、敢えて当県に折衝府を求める必要はない。

さらに張廣達氏が指摘されるように<sup>(36)</sup>、当地の折衝府は、すべて右領軍衛(一時期(六八四~七〇五)右玉鈴衛)に属しており、この点からも、左豹韜衛に属す弱水府を西州に置く必然性は薄い。

また冒頭部に、勅檢校長行使が、ことさらに西州と特定して長行坊の牒を得ると記すところから、勅檢校長行

使とは、広く西州以外の地に設置される長行坊をも管轄する任にあたる使職であつたと推知され、藤枝氏が指摘された如く<sup>(39)</sup>西州の長行坊の長官に限定されるものではないと考えられる。

これらのことから、弱水府とは西州以外の地にある折衝府であり、その印を用いた勅檢校長行使もその弱水府近くに置かれたと見なすのが妥当であろう。

折衝府に冠される名称というものが、しばしば設置される土地の名に因ることが多いことは周知の如くであるが、弱水府の弱水の名は、この西域・河西方面においては、河西の甘州張掖県南山の麓に流れる弱水のみに見られる。即ち、弱水府が西州外の折衝府であるとするならば、まずこの府は甘州方面に求められねばならない。<sup>(40)</sup>

そもそも甘州は、この頃、景雲元年（七一〇）には河西節度副使の所在地となつており、涼州の節度使とともに廣く西州に及ぶ地域を抑える要衝となつていた。それ故、この勅檢校長行使は、甘州にあつて西州にわたる長行坊を検校する使職であつたと思われるのである。このことからも、長行坊が単に沙・西州のみならず、廣く河西地方全域にわたつて設置されていたことが首肯されるのである。ただしこの後、先天元年（七二二）には、西・伊州は河西節度使より北庭都護府の管轄下に移されており、西州の長行坊が依然として先の長行使に督されていたかどうかは不明である。

ところで、こうした長行坊の担う交通機関としての性格は、遠距離にわたるオアシス間を結ぶという意味では、涼府管内の伝馬坊のそれとほぼ同一であった。ところが、徭役実労を原則とする伝馬運用による交通・運輸体制は、行軍の常駐化にともなつて、飛躍的に増大する交通及び軍事物資の輸送に十分対応できるものではなかつた

ことは容易に想像される。このことは、伝馬坊は、涼府管内の輸送機関として積極的な存在意義を失う傾向にあつたことを示唆する。であるならば、七世紀末頃よりの涼府内の軍鎮化に対応して、八世紀初頭頃までは伝馬坊は廃止され、かわって在地の主たる交通機関となつたのが、先にみた、軍鎮として発展を遂げる鎮守軍の駐留に応じた長行坊であったと思われる。別稿に譲るが、河西への長行坊の導入のもとに、新たな軍物輸送・通信体制が形成されていく。

先の勅検校長行使という使職は、まさにこうして河西にまで拡大する長行坊体制の一元的統轄を実現するためには設けられたと考えられるのである。ここに、変則的ながらも律令に規定される駅・伝馬運用の枠内に留まつた伝馬坊制が崩れ、もともと都護府治下の鎮守軍常駐に対応し、駅・伝馬運用の体制より外れた長行坊制が、河西節度使管内の主たる交通機関となる動向を見て取ることができよう。以上の考察に大過なければ、長行坊体制は、八世紀初頭頃までには西州・北庭の地域のみならず、広く河西地域にも拡大され、後の節度使体制のもとにおいて、その長行坊は、景雲二年（七一二）に設定された河西道の交通組織として確立してゆくことになるのである。

## むすび

以上述べてきたことを要約すれば、次のようになるであろう。

(1) 唐は、涼府管内の交通輸送を支える州の付属機関として、当初から伝馬坊を特設した。これは河西地域に預置されたと考えられる伝馬・驢を管理し、通送によつて府内の各州を結んでいたと推定される。とりわけ、

伝馬坊は一般の官吏の交通や囚徒等の通送に利用されるのみならず、西域経営を支える内地よりの重要な軍事物資の輸送を確保していた。

(2) 伝馬坊は、もとより駅とは運用を異にしていたと思われるが、変則的ながらも律令に規定される駅伝運営体制の枠内に留まるものであった。

(3) これに対して、州県下の駅は、主に駅馬の通送を必要とする緊急時の通信機能を分掌したと推定され、伝馬坊と駅とは、設置の過程が著しく相違していたこと、また交通機関としてもつてゐる機能及び性格が根本的に異なることがうかがえる。

(4) 一方西州においては、その設置当初より、官用の交通・運輸を担つたのは、長行坊と呼ばれる機関であった。これは安西都護府治下に鎮守軍が駐留する臨戦状況に応じた機関であつて、駅・伝馬運営の体制を外れるものであったと考えられる。

(5) さらに西州以外の北庭都護府領域にも同様に、長行坊が置かれていたことが知られているが、こうした観点に立つならば、これも北庭都護府治下の鎮守軍設置に対応したものと思われる。

(6) 長行坊が、涼府管内の伝馬坊と異なり、駅伝運用体制の枠外におかれ馬坊と認められるならば、長行馬の「長行」という名称は、駅伝体制の伝馬（伝送馬）の「伝（伝送）」に対応して付せられたことがうかがえよう。

(7) 七世紀末頃より河西地域にも軍鎮が常駐するようになると、後に軍鎮に成長する鎮守軍の駐留に応ずる長行坊体制は、八世紀初頭頃には西州・北庭の地域のみならず、河西地域にも伝馬坊に代わって導入されたと考

えられる。

(8) 勅檢校長行使とはこうした情勢に対応すべく、長行坊統轄の一元化をはかるために設けられた使職であったと推定されるのである。

(9) ここに河西地域も、律令に規定される駅伝体制の枠内に留まつた伝馬坊制より、軍鎮駐留に応じる長行坊制へ移行することとなり、後の節度使体制のもとにおいて、その長行坊は、景雲二年(七一二)に設定された河西道の交通組織として確立してゆくことになる。

駅が、当初西州周辺にも存在したことは、先に述べた通りであるが、このことは西州に置く駅が鎮守軍設置に応じた長行坊の運用と如何に関係し、それが後に当地の鎮守軍が軍鎮として成長してゆく状況の中で、どのような変遷を遂げてゆくのか、今後、検討を必要とする。また、初め河西の伝馬による通送に負っていた内地よりの軍物輸送が、河西道の長行坊制のもとに、軍鎮の常駐化とともに急増する軍事物資に対応してどのように送納されるようになるかは、支配の根幹にかかる問題として、緊急に解明を要求される課題となろう。特に、これは八世紀に顯著となる行客と呼ばれる商人層の西域への進出の問題と深くかかわるものもあり、別に改めて論ずる機会をもちたい。

## 註

(1) 狼泉駅・達匪駅・寧戎駅などの駅名が見えている。

国家文物局古文献研究室他編『吐魯番出土文書』(以下「文

書」と略称〉（文物出版社、一九八一年）四、補遺四二  
一四、四五頁・六、五六八・九、五七〇一一頁。

(2) 青山定雄「唐宋時代の交通と地誌地図の研究」（一九六三年、吉川弘文館）「第一篇・第三唐代の駅と郵及び進奏院」五四一五五頁。そのほか唐の駅伝制度については、先駆的な業績として、陳沅遠「唐代駅制考」（『史学年報』第一卷第五期、一九三三年）、姚家積「唐代駅名拾遺」（附函、余大綱）（『禹貢』半月刊、第五卷第二期、一九三六年）、白壽彝「中国交通史」（商務印書館、一九三六年）、陶希聖主編『唐代之交通』（国立北平大学出版組、一九三七年、〈再刊〉食貨出版社、一九七四年）、樓祖詒『中国郵駅発達史』（中華書局、一九四〇年）第三章・第二節「唐駅研究」、同『中国郵駅史料』（人民郵電出版社、一九五八年）がある。なお最近では、嚴耕望『唐代交通圖考』第一卷（台灣商務院書館、一九八五年）第九卷に「交通制度」が論じられる予定）、劉廣生主編『中國古代郵駅史』（人民郵電出版社、一九八六年）「第六章・隋唐的郵駅」に考察されている。また日本の駅制との関係で論じられたものであるが、これらの研究に先んじ、坂本太郎『上代駅制の研究』（至文堂、一九二八年）がある。

(3) 湯浅幸孫「駅馬と伝馬—『養老令』と唐制—」（古代文化）第三七卷第三号、一九八五年）二八頁。

(4) 王冀青「唐前期西北地区用于交通的駅馬、伝馬和長行馬—敦煌、吐魯番發現的館駅文書考察之一」（『敦煌學輯刊』一九八六年第二期）五六一六五頁。この他、近年、

中国より敦煌・トルファン文書を利用して、唐の交通制度を検討する論稿が数多く発表され、すぐれた成果をもたらしている。前掲の嚴耕望・劉廣生両氏および後に掲げる盧向前・孔祥星・郭平梁諸氏のほか、魯才全「唐代前期西州寧戎駅及其有關問題—吐魯番所出館駅文書研究之一」（『敦煌吐魯番文書初探』武漢大学出版社、一九八三年）三六四一三八〇頁、同「唐代的“駅家”和“館家”試釈」（『魏晉南北朝隋唐史資料』第六期、一九八四年）三四一三九頁、王冀青「唐交通通訊用馬的管理」（『敦煌學輯刊』一九八五年第二期）三五一五四頁、王宏治「關於唐初館駅制度的幾個問題」（『敦煌吐魯番文献研究論集』第三輯、北京大学出版社、一九八六年）二八一―三三四頁、吳麗娛・張小舟「唐代車坊的研究」（同前）二五〇一二八一頁などの研究がでている。

(5) 大津透「唐律令國家の予算について—儀鳳三年度支奏抄・四年金部旨符試釈—」（『史学雑誌』第九五編第一二号、一九八六年）一〇一―一、二七頁。

(6) 青山定雄、前掲書、五七、一〇八一九頁。

(7) すでに、盧向前氏により全文が移録されている。同

「伯希和三七一四号背面伝馬坊文書研究」(『敦煌吐魯番文獻研究論集』、中華書局、一九八二年)六六〇—六八六

頁、同「牒式及其處理程式的探討——唐公式文研究」(『敦煌吐魯番文獻研究論集』第三輯、北京大學出版社、一九八六年)三五六—三六二頁(一部省略)。本文の訳説にあたっては、前記盧氏の論文とともに、北原薰氏の錄文(未発表)を参照させていただいた。記して謝意を表したい。

(8) トウルファン文書(64TAM29:113)「文書」七、一一〇頁)に、「前送帛練使王伯歲男」とあるので、この記事は、あるいは「送庭州帛練使」が正式な名称であつたかも知れない。

(9) 森安孝夫「吐蕃の中央アジア進出」(『金沢大学文学部論集』史学科篇、第四号、一九八四年)三一四、一一一二頁。

(10) 帛練輸送に関する【A】・【B】両件は、伝馬坊を管理していたと思われる「前校尉楊迪」のみの署名が見られるに対し、これに後接する使人派遣に関する別の二件には同時に報告者として、実際に遠行に従事した「充行馬子」「行馬子」の名が併署されている。盧向氏は、これより、【A】・【B】両件は、伝馬・驢は帛練使の杜雄に支給されるものの、伝馬坊は伝送作業に直接責任を負うものではなかつたと解される。盧向前、前掲論文、六

七四—五頁。

(11) 盧向前、前掲論文、六七七—八頁。

(12) 菊池英夫「III、隋唐王朝支配期の河西と敦煌」(『講座敦煌2、敦煌の歴史』(大東出版社、一九八〇年)一三七頁。

(13) 青山定雄、前掲書、五一頁。

(14) 王冀青、前掲論文、五九頁。

(15) 王世平「跋鄆昂《岐邠涇寧四州八馬坊碑頌》」(『魏晉南北朝隋唐史資料』第四期、一九八一年)参照。

(16) 前掲文書の一七行目に「前官楊迪牒為夏惠等馬送使還請定膚第」と見えている。

(17) 前官が、役夫を督し公的な職任に充てられていたことは、トウルファン文書(64TAM35:39(a), 64TAM35:40(a))「文書」七、四四四、四四八頁)に見える。この文書については、張沢咸「唐五代賦役史章」(中華書局、一九八六年)三二二頁、程喜霖「對吐魯番所出四角葡萄文書的考察——唐代西州雜徭研究之一」(『中國史研究』一九八六年第一期)五〇—六三頁に言及がある。特に程氏は、この前官が官田を管理する雜任に充てられていたとされる。また西村元祐「中國經濟史研究」(同朋舎、一九六八年)五七四頁参照。

(18) 程喜霖「烽鋪考」(『鄭州大學學報』一九八八年第一

期) 六八—七二頁。

(19) 註(1)参照。

(20) 藤枝晃「長行馬文書」(『墨美』第六〇号、一九五六年)。

(21) 孔祥星「唐代新疆地区的交通組織長行坊—新疆出土唐代文書研究」(『中國歴史博物館館刊』一九八一年第三期)三六頁。なお氏は、この論稿で長行坊の機構とその運用について詳細に検討を加えておられる。ただし、唐の設置する長行馬と独立王国の設ける遠行馬とは、その運営は全く別個のものと考えられる。この錢納のもの意味は、あらためて当地の交通用馬供出の伝統の問題とあわせて論ずべきである。

(22) 藤枝晃、前掲論文、四頁。

(23) 日比野丈夫「唐代蒲昌府文書の研究」(『東方學報』第三三冊、一九六三年)一九四頁。菊池英夫「西域出土文書を通じてみたる唐玄宗時代における府兵制の運用(下)」(『東洋學報』第五二卷第四号、一九七〇年)五三頁。

(24) 菊池英夫、前掲論文、六〇頁。

(25) 藤枝晃、前掲論文、一三頁。孔祥星、前掲論文、三一四頁参照。

(26) H. Maspero; *Les Documents Chinois*, London, 1953, p.141. 王冀青「唐交通通訊用馬的管理」(『敦煌學輯刊』一九八五年第二期)五一—二頁。H・マスペロの本には、当文書のこの部分の写真を掲載していないが、三一四行目の漢は、臻(馬の病)である。

(27) H. Maspero, op. cit., pp.123-127, pl. XXIV-XXV. 藤枝晃、前掲論文、七一八頁。王冀青、前掲論文、三八一九頁。

(28) H. Maspero, op. cit., pp.113-119, 121-123, pl. XX-XXII, XXIII. 藤枝晃、前掲論文、五一六頁。王冀青、前掲論文、三六一八頁。このスタンイン文書を長行群のみと指摘したのは、孔祥星氏である。同、前掲論文、三三三頁。筆者は、孔氏とはまた別にこれが長行坊運営に関連する文書であることを改めて論ずる予定である。

(29) 『文書』七の「武周某館駅給乘長行馬驢及粟草帳」(64TAM35, 38 <2>) 四六五一四六六頁等参照。この点については、これまでその運用の再検討とともに別の機会に譲る。

(30) 藤枝晃、前掲論文、一一一、一四一三四頁。

(31) 池田温「中國古代籍帳研究」(東大出版会、一九七九年)以下「籍帳」と略称)四八四頁。

(32) H. Maspero, op. cit., pp.102-3, pl.XVII. 藤枝晃、前

掲論文、四一五頁。『籍帳』三四七頁。郭平梁「唐朝王奉

仙被提案文書考証—唐代西域陸路交通運輸初探」(『中

国史研究』一九八六年第一期) 一四〇頁。

(33) 「唐給料錢歷」(『文書』八、三二二頁、64TAM36:7(a))

に「右同前七月十九日被州牒、給檢校長行使甘勵典康泰

十日停料、官典准前。」と見えているが、この文書の裏面

には神竜元年(七〇五)の紀年が認められる(『文書』八、

三三三頁、64TAM36:7(b))。このことから『文書』編纂

者は、先の錢歷を神竜元年以前のものとする。この表裏の判断が正しければ、勅檢校長行使が、七〇五年以前に設けられていたことが傍証される。

(34) この場合、西州の蒲昌府が、開元二年(七一四)の

時点では、印文をみると右玉鈴衛(『六典』卷一四の記載に拠れば、右領軍衛を改称して光宅元年(六八四)より

神竜元年(七〇五)まで使用)を冠していたことを併せ考えるべきかも知れない。日比野丈夫、前掲論文、二八一頁。

(35) 菊池英夫氏は、この折衝府を西州の柳中県に置かれていたと推測されておられる。同「府兵制度の展開」(『世界歴史』5、岩波書店、一九七〇年)四一八頁。

Do., On Documents of the Tang Military System

discovered in Central Asia, Journal Asiatique, tome CCLXIX, 1981, p.125.

(36) 「唐龍朔元年左憲憲賈奴契」(64TAM4:44) (『文書』六、四一〇頁、Tatsuro YAMAMOTO On IKEDA ed., TUN-HUANG AND TURFAN DOCUMENTS CONCERNING SOCIAL AND ECONOMIC HISTORY III, THE TOYO BUNKO, 1987, Contracts (A), p.209)。

新疆維吾爾自治区博物館・西北大学歴史系考古専業「一九七三年吐魯番阿斯塔那古墓群発掘簡報」(『文物』一九七五年第七期)一一二頁参照。簡報では、柳中県の府兵は、蒲昌府と前庭府とに分属していたことを推測している。

(37) 張廣達「唐滅高昌國後の西州形勢」(『東洋文化』六八、一九七八年)一〇一一〇二頁、注(40)。

(38) 西州管内にとどまる官文書に、あえて「西州長行坊」と記した例は、まだ知らないが、北庭都護府に宛てられた牒文や、北庭で作成された文書には、西州設置の長行坊を「西州長行坊」と必ず記す」とある。藤枝、前掲論文、一四一三四頁。

(39) 藤枝、前掲論文、四頁。

(40) これについては、すでに郭平梁・張廣達両氏による指摘がある。郭平梁、前掲論文、一四〇頁。張廣達、前掲論文、同頁注(40)。なお郭氏は、「四鎮節度副使右金

吾大將軍楊公神道碑」（『文苑英華』卷九一七、『全唐文』卷四二二）に弱水府が記されていることをあげられ、ここに見える楊和の活動範囲から、この府が隴右・河西・西域等の地周辺にあることを推定されておられる。

(41) 『新唐書』卷六七・方鎮表四の景雲元年（七一〇）に「置河西諸軍州節度・支度當田督察九姓部落・赤水軍兵

(付記) 本稿の作成にあたっては、吐魯番出土文物研究会のメンバー及び土肥義和氏より多くのご教示を得た。ここに記して謝意を表したい。

馬大使、領涼・甘・肅・伊・瓜・沙・西七州、治涼州。  
副使治甘州、領都知河西兵馬使」と見えている。

(42) 河西道は、『旧唐書』卷四〇地理志によれば、景雲二年（七一二）に隴右道を分けて置いたものである。この設定の意味については、田尚「唐代十道和十五道的產生及其性質」（『中国古代史論叢』一九八二年第三輯）参照。